

# けんぽQ&A

## Series74

Q 被扶養者の認定前のケガ・病気については、保険給付を受けることができますか？

A 認定前のケガ・病気については、保険給付をすることはできません。

被扶養者の認定につきましては、健康保険組合に届出がない限り健康保険組合としても、認定することはできません。

健康保険の被保険者につきましては、事業主の資格取得届により、認定された日付で被保険者証の作成はできますが、被扶養者におきましては、被保険者からの届出で、健康保険組合が被扶養者として認定することで、その認定日より保険給付を受けることができます。

できる限り、被扶養者として認定されるまでは、働いていた被扶養者につきましては働いていた先の任意継続に加入するかもしくは、国民健康保険に加入し、被扶養者認定を受けるまでの保険としていただきたいと思えます。

無保険での状況は、医療費が発生した場合、高額な負担をしなければなりませんのでご注意ください。

※ 被扶養者の届出につきましては、できるだけ早く添付書類の収集とともに提出して高額な医療費を払わないようにしてください。

特に、出産で子どもが産まれた際は、早めの届出を心がけてください。

